

北海道長沼高等学校同窓会会則

(名称)

第 1 条 本会は、北海道長沼高等学校同窓会と称し、事務局を北海道長沼高等学校（以下「母校」という。）に置く。

(目的及び事業)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与する事を目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会議の開催
- 2 母校における記念事業への積極的な協力
- 3 その他必要と認められた事項

(会員)

第 3 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 正会員…………… 母校の卒業生
- 2 準会員…………… 母校の在校生
- 3 賛助会員…………… 母校の職員及び本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第 4 条 本会は、次の役員を置く

1 会長…………… 1 名	2 副会長…………… 2 名
3 会計…………… 2 名	4 監査…………… 2 名
5 理事…………… 各期1名	6 幹事…………… 各期各クラス2名
7 事務局長…………… 1 名	8 事務局員…………… 若干名

(役員の仕事)

第 5 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の会務を総括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 会計は、本会の財務会計を担当する。
- 4 監査は、本会の会務会計監査を担当する。
- 5 理事は、会則等を審議のうえ、会の任務遂行を補佐し、母校及び幹事の連絡業務を担当する。
- 6 幹事は、担当クラス会員の住所・氏名等を把握するとともに、母校と会員との連絡業務を担当する。
- 7 事務局長は、本会事務全般を担当する。
- 8 事務局は、本会事務局を担当する。

(役員を選出)

第 6 条 役員を選出については、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・会計・監査・事務局長にあつては、役員会において選任し、6月末日までにホームページ等で公開する。
- 2 前号以外の役員は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 第4条に定める役員の仕事は2年とする。但し、再選は妨げない。なお、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別役員)

第 8 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 1 顧問は、母校学校長及び本会に功労のあつた者を役員会で決定し、相談役は母校教頭を会長が委嘱する。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じる。相談役は、業務処理に参画できる。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、理事会及び役員会とする。

(理事会)

第 10 条 1 理事会は、顧問・相談役・会長・副会長・会計・監査・事務局長・事務局員及び理事をもって組織し、必要に応じ開催し、会長がこれを招集する。

- 2 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の改正
 - (2) その他、役員会において必要と認められた事項
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定する。

(役員会)

第 11 条 役員会は、顧問・相談役・会長・副会長・監査・会計・事務局長・事務局員で構成し、次の事項の審議を行うため会長が招集する。

- 1 理事会に提案する議案と、日程に関する事。
- 2 会務・会計・事業に関する事。
- 3 毎年事業年度の事業計画及び予算の決定
- 4 毎年事業年度の事業報告及び決算の承認
- 5 役員を選任及び承認
- 6 その他必要と認められる事。
- 7 役員会で決議した案件は、6月末日までにホームページ等で公開する。

(会計)

第 12 条 1 本会の会計は会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてるものとし、会費については、次のとおりとする。

- (1) 準会員（入会金）会費 …… 1,000円
- (2) 正会員（終身会員）会費 …… 2,500円

- 2 前項第1号の会費の納入は、母校に入学する時に、納付するものとする。また、前項第2号の会費の納入は、母校の卒業生が卒業とともに納付する。但し、納入方法は在学中において分割払いができるものとする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和36年4月1日から施行する。

昭和41年	8月14日	一部改正
平成2年	10月9日	全文改正
平成15年	1月21日	全文改正
令和元年	7月5日	一部改正
令和8年	1月30日	一部改正

(経過措置)

- 1 改正後の北海道長沼高等学校同窓会会則（以下「改正後会則」という。）第11条第2項の規定は平成3年度分から適用し、平成2年度分までの会費については、なお従前の例による。
- 2 改正前の北海道長沼高等学校同窓会会則第9条に定める会計委年度にあつては、平成2年度に限り、平成3年3月31日までとし、改正後会則第11条第3項の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 改正後会則は、平成15年度分から適用する。但し、第12条第1項第1号の規定は平成15年度分から適用し、平成14年度分までの会費については、なお従前の例による。
- 4 改正後会則は、令和8年度分から適用する。